

## 3月診療のご案内 ご予約は048-556-4581(代)へ

予約外でお越しいただく患者さまへ

●内科の受付時間は、診療終了時間の30分前までとなります。 ●歯科は完全予約制となりますので急患の場合はご連絡ください。  
※なお、発熱が続くなどコロナウイルス感染症が疑われる場合は事前にご連絡ください。

診療時間		月	火	水	木	金	土
内科	午前 月～土曜日 8:30～12:00	植山 胃カメラ・西巻	富澤 井上	井上 植山	菊池 胃カメラ・西巻	菊池 / 担当医 栄養相談・安達	吉野(第1) 井上(第4)
	夜間 火曜日 17:00～19:00		富澤				
歯科	午前 月～土曜日 8:30～12:00	松澤	荒木	早田(真)	早田(真)	松澤	松澤(第1)
	午後 月、火、金曜日 ……13:00～17:00 木曜日……13:00～16:00	吉崎	早田(真)	松澤	松澤	早田(幸)	
	夜間 木曜日……17:00～19:30				松澤		
訪問診療	内科 午後	植山	井上	井上		担当医	
	内科 午前	吉崎	早田(真)	担当医	松澤	早田(幸)	
	歯科 午後	松澤	荒木	早田(真)	早田(真)	松澤	

休診日/日曜・祭日、第2土曜日(内科・歯科)、第4土曜日(歯科)  
医療福祉相談/毎週木曜日(祭日休)9時～12時45分 診療所相談室

医療福祉、介護などの相談を行っています。  
受付職員におたずねください。

### 診療所の無料通院送迎をご利用ください

行田協立診療所(内科・歯科)では、歩行が不安定であったり、通院のための交通手段のない患者様に対して市内を中心に無料の送迎サービスを実施しております。詳しくは職員におたずねください。

## フードパントリーのお知らせ

【毎月第3土曜日開催】

3月20日(土) 13:00～14:00  
診療所2階 組合員交流スペース

対象は生活にお困りの方、特に高校生以下のお子さんのいる家庭が優先となります。  
食品や食材の提供も併せてお願いします。

## うきしるカフェのご案内 (認知症カフェ)

3月10日(水) 14:00～15:30

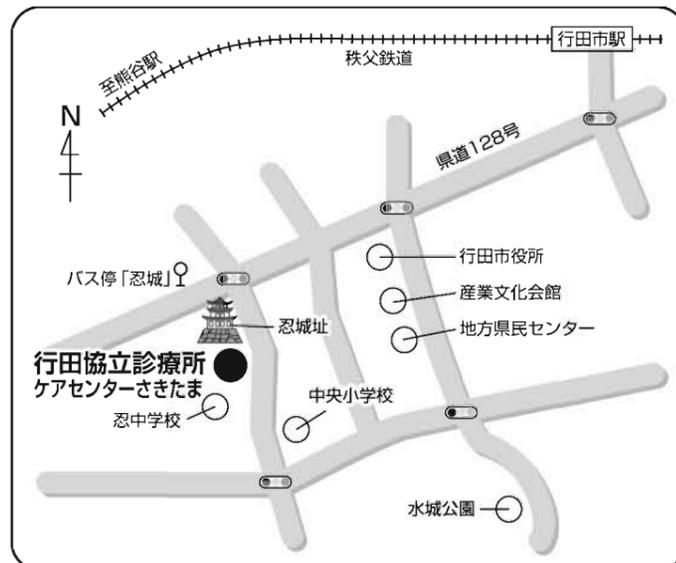
場所:診療所交流スペース

テーマ:マジックを楽しむ

<担当者>:藤波、野木まで

## 急性期症状のある方の受診について

発熱・咳、呼吸困難、味覚異常などの症状がある方は、直接来院せずに、あらかじめ行田協立診療所へ電話を入れていただくようお願いいたします。 ☎048-556-4581



お城の見える診療所

第349号

# きょうりつだより



昼下がりは三階階を見ながら思い思い過ごします

2021年

3  
月号

<http://www.gyouda-clinic.coop/>

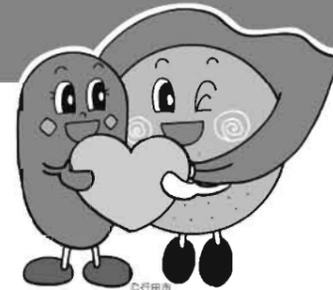
医療生協さいたま生活協同組合 〒361-0052 行田市本丸18-3

行田協立診療所 内科・歯科・在宅医療 048-556-4581

短時間通所リハビリテーションたびくら 048-501-8740

ケアセンターさきたま (居宅介護支援・訪問介護・定期巡回訪問介護看護・訪問看護・小規模多機能ホーム) 048-556-4612

## 認知症になっても地域で安心して暮らせる行田市へ ……地域で支える認知症ケア



認知症になっても

住み慣れたまち「行田」で  
いつまでも笑顔で暮らしたい

認知症とは病気などの様々な要因によって、脳細胞が壊れたり脳の働きが衰えることで日常生活に支障がでる症状が、おおよそ6ヵ月以上続いている状態を指します。認知症の症状には個人差がありますが、一般的には記憶や判断力、時間や場所の認識が損なわれる「中核症状」と自身の性格や周囲の関わり、環境などが作用する「行動・心理症状」があります。その昔、認知症になると「何もできない人」と烙印を押され、不当な扱いを受けて疎外されという受難の歴史がありました。

長寿社会を迎えた今日、近い将来65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。高齢者が尊厳をもって最期まで普通の生活を送ることは、私たちの共通の願いではないでしょうか。そのためには、住まい、医療・介護、予防、生活支援が一体となった「地域包括ケアシステム」の構築が喫緊の課題です。行田市では認知症ケアを推進していくために、「行田市版認知症ケアパス」をつくり認知症の理解や対応の仕方、支援の流れなどの情報を分かりやすく発信しています。(行田市地域包括支援センターほんまる管理者(社会福祉士):並河 秀美)



※「行田市版認知症ケアパス」は市ホームページよりダウンロードできます。

地域交流棟「オシノテラス」

## 4月完成! 地域交流棟「オシノテラス」



駐車場は3月中旬使用可能となります。  
長い間ご迷惑をおかけしました。

建設を支える出資金の増額にご協力をお願いします。

出資金は一口1,000円です。診療所窓口又は支部役員までお願いいたします。

# 訪問診療 (内科・歯科) のご案内

在宅療養を希望される方に訪問診療を実施しています。

診療所では、通院が困難な方のご自宅などへ定期的に訪問し、診療を行っています。慣れ親しんだ場所で生活を送りながら安心して療養を続けることができます。また、歯科については、ご自宅だけでなく、病院や施設などへも伺って治療を行います。訪問エリアなど詳しいことは看護師又は歯科衛生士にお尋ねください。



## 職員人事のお知らせ

歯科衛生士の佐藤美由紀が3/10付で退職、生協歯科より歯科衛生士の富岡幸代が3/11付で異動・入職となりました。



歯科衛生士：富岡 幸代

3月より行田協立診療所に異動になりました歯科衛生士の富岡幸代と申します。初めての異動ということで少し緊張していますが、新しいことにも取り組めるという期待もあります。何かとご迷惑をおかけすることもあると思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

## 新型コロナ対策 個人に対する主な支援策 まとめてみました

家計が苦しい	緊急小口資金	休業などで家計が困難な場合最大20万円を無利子で貸付	社会福祉協議会※ (557-5400)
	社会保険料の猶予	厚生年金保険料の分割納付や国民年金の保険料免除	年金事務所 市保険年金課※
	公共料金支払い猶予	電気、ガス、水道、電話、NHK受信料の支払い猶予やサービス停止の猶予	各契約事業者 市水道課※
	ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当が支給されている人に1世帯5万円、第2子以降3万円	市子ども未来課※
	生活保護	最低生活費以下の収入の場合に受給申請は国民の権利	市福祉事務所※
仕事を休んだ	休業手当	会社都合で休む場合、平均賃金の6割以上を企業が支払う	労働局
	休業支援金	休業手当がもらえなかった人に休業前賃金の8割(上限11,000円)を支給	厚労省コールセンター (0120-221-276)
	住居確保給付金	休業などで住居を失う恐れがある人に家賃を原則3ヵ月分支給	社会福祉協議会※ (557-5400)
し感染	傷病手当金	発熱などで就業出来ず、4日以上仕事を休んだ場合、月給日額2/3を支給	健保組合や協会健保 国保は保険年金課※
失業した	雇用保険求職者給付	求職中、離職前賃金の50~80%を給付	ハローワーク
	総合支援資金(特例再貸付)	生活再建費として月20万円を最大9ヵ月(上限180万円)貸付	社会福祉協議会※ (557-5400)

※羽生市や加須市の方はそれぞれの市役所、社会福祉協議会となります。



## くすりを使っている方に知っておいてほしいこと ★くすりの副作用について★ <医薬品副作用被害救済制度>

どんな医薬品でも期待される効果とそれ以外の効果(副反応)を持ち合わせています。その有効性と安全性を総合的にみて薬物治療をおこないますが、副作用には防止しえないものがあるのも事実です。用法用量などを守り適正に使用したにもかかわらず、副作用で健康被害が生じた場合には、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の救済給付が受けられます。患者を救済するために必要な公的制度で1979年に創設されました。

この制度では入院治療が必要な程度の健康被害や障害が発生した場合、死亡した場合に、その原因が医薬品によるものと明らかになったとき、患者や遺族に対して医療費等の諸給付がおこなわれるものです。新聞やテレビCMなどでも広告されたりしますが、認知度が高いとは言えません。また予防接種の副反応による健康被害に対しては予防接種健康被害救済制度があります。制度の対象にならないケースや申請方法など、詳しくは薬剤師にお問い合わせください。医薬品医療機器総合機構のホームページや相談窓口を利用するのもよいでしょう。(薬剤師：藤元 奈央子)



## ケアセンター通信 ~ケアセンターさきたま~

### 生協10の基本ケアをご存知ですか?

生協がたいせつにしている介護

その1 尊厳を護る その2 自立を支援 その3 在宅を支援

全職員が生協10の基本ケアを理解し、在宅支援に関わる取り組みをしています。特に小規模多機能ホームうきしろは生協10の基本ケアを積極的に取り入れた環境の中、自分らしく、その人らしく、自宅で生活できるよう生活のひとつひとつが生活リハビリという考え方でご自分の力でできるよう声掛けさせていただいています。なんでもやってあげる介護からその方のできる力にアプローチし、まずはしっかり床に足をつけることから始めます。足は第2の脳とも言われ足裏にはたくさん「センサー機能」がついています。立ったり座ったりがリハビリとなり、足腰もしっかりし意欲も上がり社会参加にも繋がります。社会参加が閉ざされている今、人と人の関りはとても大切です。

### 2 床に足をつけて座る



日常生活がリハビリという考えの下、足を使って立ち上がる習慣を身につける中で、トイレやお食事などご自分でできることを増やします。

### 7 町内におでかけをする



慣れ親しんだ地域に出かけることは社会性や精神的な豊かさを保つためにも大切なこと。これまでの生活リズムを維持できるようにします。

### 8 夢中になれることをする



自分らしく、好きなことに夢中になれる機会や、居場所づくりに取り組みます。

(生協10の基本ケアより一部抜粋)